

令和 7 年度

西野線道路災害復旧工事 特別仕様書

1. 摘要の範囲

この仕様書は、嘉麻市が施行する西野線道路災害復旧工事に摘要し、嘉麻市を（甲）とし工事請負人を（乙）として締結する工事請負契約書に添付するもので、両仕様書間に相違がある場合は特別仕様書を優先する。

また、この特別仕様書に記載されていない事項は、共通仕様書によるものとする。

2. 書類関係

（1）施工管理

（a）施工計画書、工程管理

現場着工前に作成し、速やかに提出すること。

（b）出来形管理、品質管理、写真管理等の各管理は工期内に作成し竣工日までに提出すること。

但し、福岡県土木部土木工事施工管理の規定に基づくものとする。

（2）材料承認願

材料承認願いは現場着工前に必要書類を作成し、速やかに提出すること。

また、承認を得たあとに着手すること。

（3）建設業退職金共済の掛金収納書

請負契約額に割合を乗じた掛金の収納を行い、収納書の写しを速やかに提出すること。

（4）安全訓練計画書等

（a）計画書は、現場着工前に作成し、速やかに提出すること。

（b）報告書については、毎月 1 回（最低）行い、月毎に内容資料を添えて報告すること。

（5）その他

工事内容に応じて残土や産廃などの計画書を提出すること。各様式については、任意様式で作成も可とする。

その他報告書を監督員に指示された場合、速やかに提出すること。

3. 官公署への手続き

工事施工のために必要な関係官公署、その他に対する手続きは乙に於いて迅速に処理した後でなければ施工してはならない。

4. 保安及び衛生

(1) 次の各項については、監督員の同意を得て必要な手続きを行い、適当な措置を講じなければならない。

ア、立ち入り禁止区域の指定

イ、道路の交通制限または禁止

ウ、危険物の取り扱い

火薬、ガソリン等の取扱いは、法定責任者の指揮のもとに行い、特に運搬には十分注意しなければならない。

(2) その他

乙は、万一事故等が生じた場合は速やかに、日時、場所、原因状況、被害者氏名、応急措置、その他の対策などを監督員に報告しなければならない。

5. 用地

(1) 乙の手配する用地

工事に必要な諸用地について、土地を使用する場合は乙の負担に於いて用地を調達しなければならない。

(2) 用地の返還

乙は使用した用地について工事終了後、又土地所有者との約束を遵守して返還し甲に迷惑をかけてはならない。

6. 作業項目及び内容

(1) 安定処理工

本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であるため、セメント及びセメント系固化材を使用する工事に先立ち、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)」によって六価クロム溶出試験を実施し、その試験結果を提出して監督員と協議するものとする。

なお、試験に要した費用については設計変更の対象とするので、その費用について監督員に報告するものとする。

(2) 仮設工

迂回路等の車道側で行う仮設については、指定仮設とする。

工事施工ヤードについては、任意仮設とする。

また、全景及び測点ごとの写真管理はすること。

※詳細については監督員と協議を行うこと。

7. 工程関係

本工事の工期を令和8年3月18日までと定めているが、令和8年3月中旬頃に実施

される嘉麻市議会で繰越承認が得られた場合、当初契約日から 180 日分の工期延期を予定している。

ただし、当初工期である令和 8 年 3 月 18 日までに完了する場合は、この限りではない。

8. その他

- (1) 細部については、監督員と協議し承認を得ること。
- (2) 本工事においては、関連他事業との調整は綿密に図ること。
- (3) 工事实施上必要な諸官庁等への手続きは、一切請負業者の負担において遅滞なく行うものとする。
- (4) 作業内容等に変更を生じた場合は、(甲)(乙)協議の上、必要があれば契約変更するものとする。
但し、(乙)の裁量によるものについては、変更の対象としない。